

市県民税の申告

申告が必要な人

平成20年1月1日現在で市内に住所があり、次にいずれかに該当する人は、市県民税の申告が必要です。

◆営業や農業、漁業による所得・不動産所得・雑所得・配当所得・一時所得などがある人

◆給与所得者で：

○給与以外の所得があつた人

○雑損・医療費・寄附金・配当などの控除を受けようとする人

◆国民健康保険に入り組んで、年未調整も済んでいる人

※所得のない人も申告が必要です。申告をしないと国保税等の軽減が受けられない場合があります。

申告が不要な人

◆所得税の確定申告をした人
◆一ヵ所からの給与収入のみで、年末調整を済ませた人
◆全く収入がなく、他の人の扶養親族になつてている人

◆印かん

○生命保険料・地震保険料等の控除証明書
○医療費の領収書など
○障害者手帳など

○給与収入が二千万円を超える人
◆給与所得者で：

○給与を一ヵ所から受けている、年未調整も済んでいる人が、他の所得が二十万円を超える人

○給与を二ヵ所以上から受けている、年未調整されている給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

◆印かん

○各種所得の収支内訳書

○控除額を明らかにするもの

○国民年金保険料の納付証明

申告に必要なもの

印かん

◆印かん

○生命保険料・地震保険料等の控除証明書
○医療費の領収書など
○障害者手帳など

○給与収入が二千万円を超える人
◆給与所得者で：

○給与を一ヵ所から受けている、年未調整も済んでいる人が、他の所得が二十万円を超える人

◆印かん

○各種所得の収支内訳書

○控除額を明らかにするもの

○国民年金保険料の納付証明

所得税の確定申告

申告が必要な人

◆給与以外の所得がある人で、一年間の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

◆給与所得者で：

Q 指定申告書は一度提出すればいいですか？

A お手数ですが、控除を受けたためには毎年提出をお願いします。

○給与を一ヵ所から受けている、年未調整も済んでいる人が、他の所得が二十万円を超える人

Q ほかに前年度と大きく変わった点がありますか？

A 減価償却制度の改正があります。平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額が廃止され、

○給与を二ヵ所以上から受けている、年未調整も済んでいる給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

Q ほかに前年度と大きく変わった点がありますか？

A 減価償却制度の改正があります。平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額が廃止され、

○雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅取得控除・配当控除などを受けようとする人

Q 控除を受けるにはどんな手続きが必要ですか？

A 給与所得者の場合は、年末調整済源泉徴収票と控除申告書の提出が必要です。確定申告をする予定のある人は、確定申告時に控除申告書と一緒に提出してください。（様式が違うので注意してください。）毎年3月15日（今年は3月17日）ま

○生命保険料・地震保険料等の控除証明書
○医療費の領収書など
○障害者手帳など

Q 指定申告書はどこでもありますか？

A 税務課窓口で配付しています。また、税務課のホームページからダウンロードできます。

税制改正

Q & A

Q でお願いします。

A 税務課窓口で配付しています。また、税務課のホームページからダウンロードできます。

3

問合せ 税務課
☎(69)2-11-6まで

売りたい

買いたい

貸したい

借りたい

不動産のご相談は

建設業許可(14)第2430号

宅地建物取引業免許(10)第1471号

山陽住宅株式会社

五番町5-50(税務署となり) TEL63-3663

<http://www.sanyo-j.co.jp/> E-mail info@sanyo-j.co.jp

水道

下水

浄化槽

リフォーム



水廻り工事のご相談は

笠岡市指定給水装置工事事業者

笠岡市指定排水設備工事店



新興設備株式会社

美の浜29-21 TEL67-1366

夜間の修理は 090-3177-1366まで